

家畜衛生情報

第 157 号
令和 6 年 6 月



石狩地区家畜自衛防疫推進協議会・北海道石狩家畜保健衛生所



話題



- 1 国内外の越境性動物疾病発生状況及び対策
- 2 ヨーネ病の特徴と対策
- 3 令和6年度家畜伝染病予防事業計画について
- 4 輸移入家畜の導入計画書の提出について
- 5 移動予定牛等のヨーネ病スクリーニング検査日程（病性鑑定）
- 6 牛サルモネラ症の発生と侵入防止について
- 7 病性検定申請時の留意事項について
- 8 抗菌性物質の残留防止について
- 9 着任挨拶
- 10 石狩家畜保健衛生所 緊急連絡先・職員配置

1 国内外の越境性動物疾病発生状況及び対策

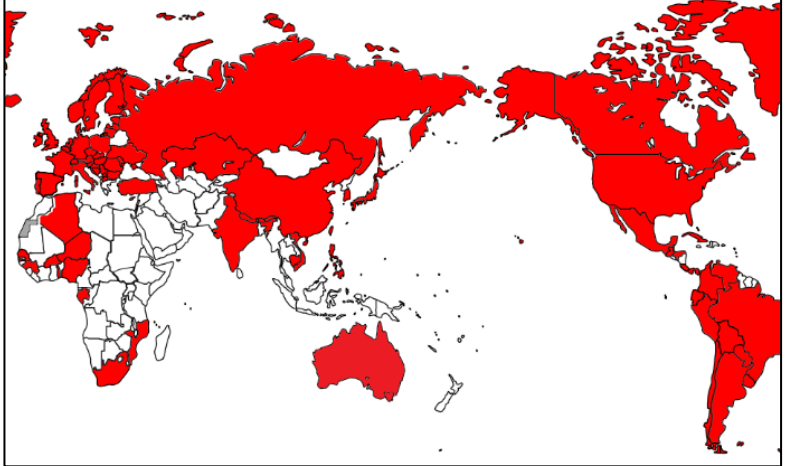
高病原性鳥インフルエンザ

令和5年10月から令和6年5月までのシーズンには10県11事例の本病発生があり、約85.6万羽の殺処分が行われました。

昨シーズンは北海道での発生はありませんでしたが、全世界的に流行が見られ、世界を循環したウイルスが来シーズン再び国内に侵入する可能性が考えられます。また、カラスなど野鳥からのウイルス検出事例も多く、家きん舎への野生動物侵入防止を徹底する必要があります。

高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況(2022年9月以降)

※WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載



流行に備え、夏季の間に鶏舎や金網・防鳥ネットの点検・修繕を行いましょう！

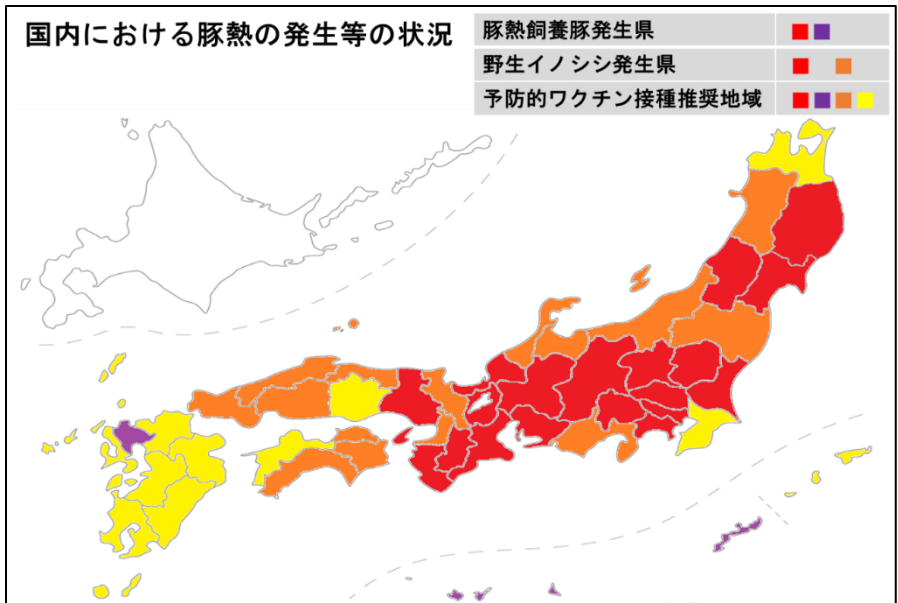


豚熱 (CSF)

平成 30 年 9 月以降、豚及びいのしし飼養農場において発生が続いており、令和 6 年 5 月 31 日現在までに 92 事例が確認されています。

北海道を除く日本全域が発生リスクの高い地域であるワクチン接種推奨地域とされ、飼養豚への予防的ワクチン接種と野生いのししへの経口ワクチン散布が行われています。

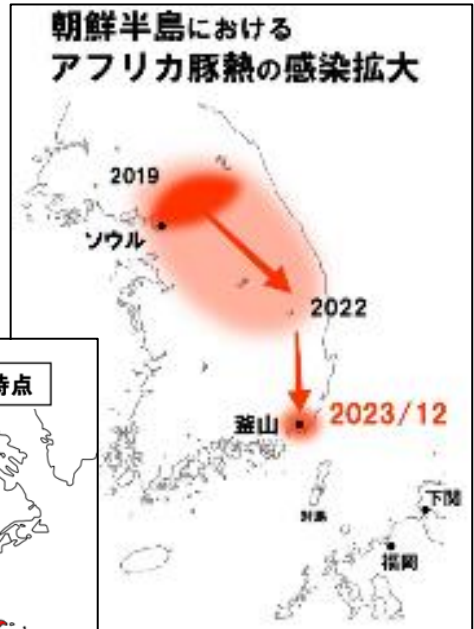
北海道への侵入防止のため、**ワクチン接種推奨地域で飼養されている豚や採取された精液・受精卵等は道内への持ち込みが禁止**されています。



アフリカ豚熱 (ASF)

アフリカでは常発的に発生がみられ、欧州、アジア諸国では近年感染が急速に拡大し、令和 5 年末には朝鮮半島の南端に達しています。

国内の発生はこれまでありませんが、豚熱と異なり国内で使用できるワクチンがないため、発生した場合は豚熱以上にまん延防止が困難となるおそれがあります。



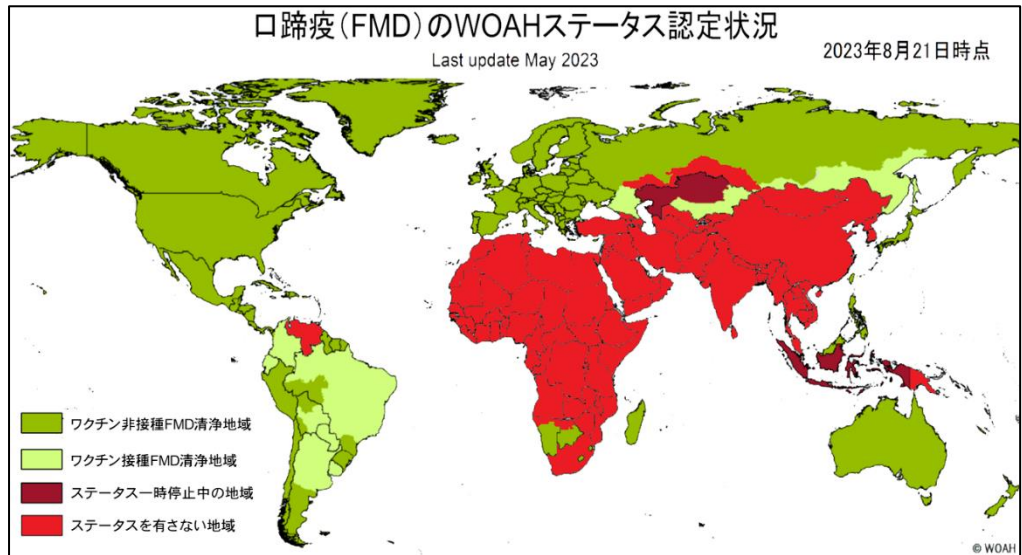
異状を発見したら、速やかな通報をお願いします！

<発熱、食欲不振、元気消失、うずくまり、紫斑、結膜炎、便秘に続く下痢等>



口蹄疫

国内では平成22年の宮崎県の事例（約29万頭を処分；ワクチン接種家畜含む）以来、発生はありませんが、周辺諸国には常在している状況です。過去の事例を教訓とし、侵入防止・発生予防に努める必要があります。

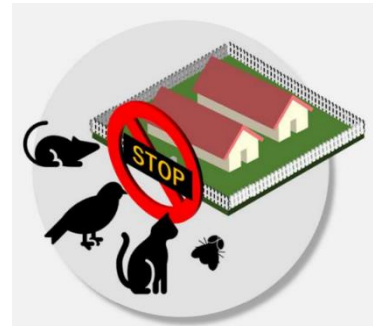


口蹄疫は、発熱や食欲不振に始まり、泡状のよだれを流したり、口、鼻、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）、潰瘍ができるのが特徴です。発見したらすぐ通報！



発生防止のため飼養衛生管理基準の遵守（特に次の項目）を徹底してください。

- 入国及び帰国者への対応（外国人従業員も対象）
 - 過去1週間以内に海外から入・帰国した方の立入制限
 - 過去4ヶ月以内に海外で使用した衣服・靴や輸入申告のない肉製品等の携帯品や国際郵便等の持込制限
- 衛生管理区域及び畜舎への病原体の持込みの防止
 - 必要のない者・物品の立ち入り・持ち込み防止
 - 専用の衣服・手袋・靴の着用・交差汚染防止、手指の消毒、物品の消毒
 - 畜舎や金網・防鳥ネットの点検・修繕
 - 関係者全員がこれら対策を適切に実施できるようマニュアルを整備・共有



- 早期発見・早期通報
 - 従業員を含む農場内の全員に特定症状・通報体制を周知・共有

2 ヨーネ病の特徴と対策

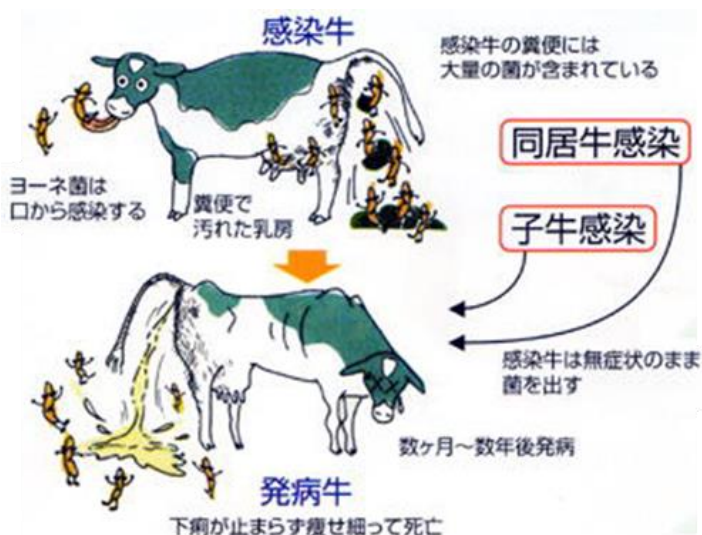
管内でヨーネ病の発生が増加しています

管内における牛ヨーネ病の新規発生農場は令和3年4戸、令和4年2戸、令和5年2戸と発生が続いており、**めん羊・山羊のヨーネ病も令和4年から発生が続いています**。管外では多数発生している地域もあり、管内への侵入、まん延に注意すべき感染症です。

ヨーネ病は長い年月を経て発症、発症畜は下痢で死亡する感染症です

ヨーネ病はヨーネ菌の感染による反芻動物（牛、めん羊、山羊、鹿）の消化管感染症です。ヨーネ菌は主に幼畜に口から入り、腸管に感染します。その後、数ヶ月～数年の潜伏期間を経て、腸管で増殖したヨーネ菌は糞便等へ排菌され始めます。さらに数ヶ月～数年かけて徐々に排菌量（まん延リスク）は増え、生産性は低下し、やがて下痢が止まらず死亡します。

現在、有効なワクチンや治療薬はありません。また、潜伏期間中にヨーネ菌の感染を確かめる方法はありません。家畜の導入は、感染畜が紛れ込んでいる可能性を念頭に置いて行ってください。



ヨーネ病を放置すると・・・

ヨーネ病は20～30年かけて農場全体にまん延すると予測されています。その状況では発症畜の死亡に加えて、酪農場では産乳量が約1.6%減少、肉用子牛生産農場では産子数が約3.8%減少することが算出されています。気づかないうちに農場の生産性を低下させる感染症であり、まん延する前に対策を取る必要があります。



対策の基本は清掃（洗浄）・消毒です!!

ヨーネ病の主な感染ルートは、排菌畜（主に成畜）の糞便が幼畜の口に入ることで、分娩房等の飼育環境の清掃・消毒が重要です。これはヨーネ病対策と同時に他の多くの消化管感染症や、常在感染症対策にも有効です。ヨーネ菌によく効く消毒は塩素系消毒薬と消石灰ですが、特に石灰乳の塗布はすべての感染症に有効です。また、農場間の伝播を防ぐため、来場者の靴底消毒等も重要です。

まん延防止には検査・とう汰も必要

基本は消毒とはいえ、発症してしまうと消毒だけでは防ぎきれません。発症牛の排菌量は無症状排菌牛の10万倍に達します。そのため、国内ではヨーネ病の発症、まん延を防ぎ、撲滅するため、ヨーネ病感染畜（患畜）は発症前であっても殺処分すること、牛では少なくとも5年に1回はヨーネ病の検査を受けることが義務づけられています。

3 令和6年度家畜伝染病予防事業計画について

令和6年度の家畜伝染病予防法（以下、法）第5条に基づく定期検査は次のとおりです。該当する市町村の飼養者及び関係機関の皆様には、安全かつ円滑な検査へのご協力をお願いします。

| 対象疾病 | 対象家畜 | 検査対象 | 市町村 | 予定時期 |
|---------------------------------------|------------|--|----------|--------|
| ヨーネ病 | 乳用牛 | 搾乳の用に供する雌牛 繁殖の用に供する肉用雌牛 (24 か月齢以上) | 千歳市 | 4月(終了) |
| | | | 札幌市 | 9月 |
| 牛海綿状脳症 (BSE) | 乳用牛 肉用牛 | 欄外【BSE検査対象牛】 を参照 | 管内 一円 | 通年 |
| 蜜蜂の腐蛆病 | 蜜蜂 | 定飼及び転飼の全蜂群 | 管内 一円 | 7~8月 |
| 高(低)病原性 鳥インフルエンザ (強化モニタリン グ) | 家きん | ・飼養規模が100羽~ 1,000羽の農場1戸 ・飼養規模が1万羽以上の 農場1戸 | 恵庭市 | 10月 |
| | | | 江別市 | |
| 牛のブルセラ症 (発生予察のため) | 乳用牛 肉用牛 | 種雄牛 ^{※1} 輸入牛 ^{※2} | 管内 一円 | 通年 |
| 結核 (発生予察のため) | 乳用牛 肉用牛 | 輸入牛 ^{※2} | 管内 一円 | 通年 |

※1 種雄牛のうち当該検査の受検歴がない牛

※2 輸入牛のうち種雄牛及び搾乳牛に限る

【BSE検査対象牛】

※令和6年4月1日から死亡牛のBSE検査対象が変更されました。

ア 検査対象は全月齢（検査対象の月齢に関する規定は全て撤廃されました）

イ 検査対象の区分

① 一般的な理由では説明できない特定症状を呈する牛

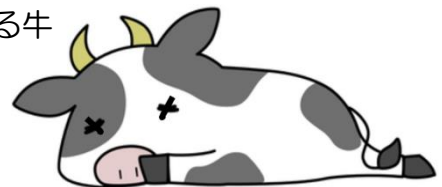
①に分類される具体的な病名（7疾患）
ヒストフィルス・ソムニ感染症、リステリア症、大脳皮質壊死症、脳炎、
脳脊髄炎、髄膜炎、全身に異常が見られる中枢神経麻痺又は中枢神経系腫瘍

② 一般的な理由では説明できない起立不能等を呈する牛

②に分類される具体的な病名（8疾患）
低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、末梢神経系腫瘍、閉鎖神経
麻痺、大腿神経麻痺、坐骨骨神経麻痺、その他末梢神経麻痺の症状を呈し
感染症を疑わない牛 ※ただし、生化学検査等で確定診断した場合を除く

③ 一般的な理由では説明できないBSE関連症状を呈する牛

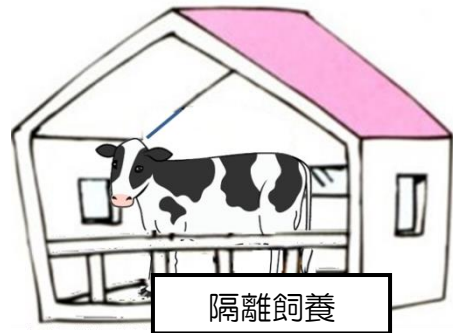
④ と畜場で異常行動・神経症状を呈する牛



4 輸移入家畜の導入計画書の提出について

北海道では、家畜を海外から輸入、道外から移入する場合、「輸移入家畜の着地検査実施要領」に基づき、輸移入家畜による伝染性疾患の侵入を未然に防止するため、着地検査を実施しています。

原則として、輸入家畜は動物検疫所における検疫終了後、農場に到着してから3か月間、移入家畜は農場に到着してから3週間の隔離飼養及び健康観察を行います。この間、異状を認められた場合は精密検査を実施します。



定期的な移入については、あらかじめ次年度の1年間の家畜の導入計画を前年度の3月末までに当所へ提出し、道外から移入する場合は農場に到着する2週間前までに移入家畜導入計画書を提出願います。（様式は当所HPに掲載しています）

豚については、豚熱発生地域及びワクチン接種推奨地域からの導入は当面ひかえていただくことを基本とします。

5 移動予定牛等のヨーネ病スクリーニング検査日程（病性鑑定）

令和6年度の移動予定牛等のヨーネ病抗体検査（特殊血清・遺伝子学的検査）については、右表の受付締切日までに検体（血清）の搬入をお願いします。

共進会の衛生条件に含まれるヨーネ病検査もこの日程で実施します。この日程に合わせられない場合には、御相談ください。

<留意事項>

- ・採血時に**生後6か月齢以上**であることを必ず確認してください。
- ・採血は検体受付締切日前1週間以内に行うようにしてください。
- ・検査を依頼するときは、**申請書類等を材料と一緒に提出**してください。
- ・牛の個体識別番号、採血年月日、採材獣医師名を記載したものを同封してください。
- ・病性検定の手数料は、1検体（1頭）4,400円（特殊血清・遺伝子学的検査）です。※令和6年4月1日に手数料が改定されました。
- ・申請書に北海道収入証紙を貼付し、遅滞なく提出してください。

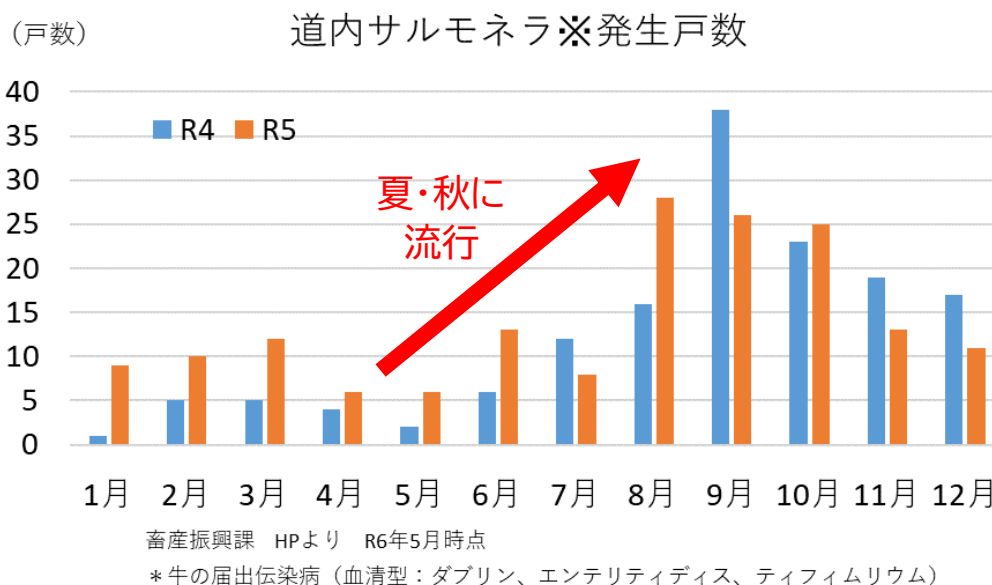
| 検体受付締切日 | 採材期間 |
|-----------|---------------|
| 4月12日（金） | 4月6日～4月12日 |
| 4月22日（月） | 4月16日～4月22日 |
| 5月10日（金） | 5月4日～5月10日 |
| 6月7日（金） | 6月1日～6月7日 |
| 7月8日（月） | 7月2日～7月8日 |
| 8月16日（金） | 8月10日～8月16日 |
| 9月9日（月） | 9月3日～9月9日 |
| 10月18日（金） | 10月12日～10月18日 |
| 11月8日（金） | 11月2日～11月8日 |
| 12月9日（月） | 12月3日～12月9日 |
| 令和7年 | |
| 1月20日（月） | 1月14日～1月20日 |
| 2月7日（金） | 2月1日～2月7日 |
| 2月21日（金） | 2月15日～2月21日 |
| 3月10日（月） | 3月4日～3月10日 |

年度末（令和7年（2025年）3月）に実施する検査については、基本的に通常の病性検定での取扱となりますので、あらかじめご承知願います。

6 牛サルモネラ症の発生と侵入防止について

昨年次、全道では167戸でサルモネラ症が発生しました。石狩管内では牛のサルモネラ症（ティフィムリウム）が昨年は4戸、今年は1戸の発生がみられています。

例年、本症は夏・秋に流行し、9月に発生のピークを迎えます。侵入防止対策を強化して、発生を未然に防ぎましょう！！



サルモネラ症の侵入・まん延防止対策

- ・ 農場出入口の石灰散布や畜舎出入口の踏込消毒槽設置（**汚れたら撒き直し・交換!**）
- ・ 定期的な畜舎及び器具の清掃・消毒（**飼槽・水槽は家畜の食器! 特に清潔に!**）
- ・ 病気に負けない体力づくり（良質な飼料の給与によるルーメン機能の維持等）
- ・ 野生動物の侵入防止対策（ネズミ、野鳥、キツネ、アライグマ等）
- ・ 導入家畜の一定期間の隔離・導入時検査の実施
- ・ 異常牛の早期発見・隔離・原因究明の実施（**獣医師に連絡!**）

サルモネラの主な症状

- ・ **発熱、下痢、呼吸器症状**、流産、関節炎等が主な症状として知られており、子牛では**死亡**もよくみられます。
- ・ 特にサルモネラダブリンは、**敗血症による発熱等の一般状態の悪化が主症状で、下痢は確認されない場合があります。**

<お知らせ>石狩家畜保健衛生所ホームページでは、様々な情報を発信しています

メニューの例

- ・ 家畜伝染病の情報、死亡牛BSE検査対象等の見直し
- ・ 家畜を飼養する際の注意事項等
- ・ 申請、届出の様式、手数料一覧
- ・ 広報（「家畜衛生情報」年2回発行、「号外」随時発行）
- ・ 薬事、獣医事関係法令の概要、獣医師の届出関係 など



7 病性検定申請時の留意事項について

1. 事前の連絡

病性鑑定課宛に事前連絡願います。 検定依頼の内容を確認後、受理を所長が決定します。

2. 検体搬入

検体を発送する場合は冷蔵便でお願いします。

病性検定依頼書を添付してください。併せて血統登録証等、個体情報も確認できる書類を添付してください。また、必要に応じてカルテの写し等も添付願います。

3. 検体受理

※検体の状態によっては追加採材や、検査不適となる場合があります。

※細菌培養検査の場合、抗生剤投与済みの検体は受理できません。

※疾病原因検索については、発生状況等を踏まえ、当所で検査項目を選定します。

健康検査以外では、原則、検査項目を絞って検査依頼することはできません。

| 検査目的 | | 材料 | 検査方法 | 留意点 | 種目 |
|------|----------|-------------------|--------|---|----------------------------|
| 疾病別 | ヨーネ病 | 血清 | 抗体検査 | 対象月齢：6か月齢以上 | 特殊血清・遺伝子学的検査 |
| | | 糞便 | 遺伝子検査 | 直手でピンポン球大の量 ※特殊遺伝子学的検査の場合、搾乳牛は、採材から結果判明まで当該牛の生乳出荷は自粛 | 特殊遺伝子学的検査 特殊遺伝子・遺伝子学的検査 |
| | サルモネラ | 糞便 | 細菌培養 | 健康検査：綿棒可 | 一般培養 |
| | | 菌株 | | 菌株： <u>単一コロニーが確認できるもの</u>  | 特殊培養 |
| | 牛ウイルス性下痢 | 血清 全血 | 抗原検査 | 6か月未満の場合は全血も必要 | 特殊理化学的検査 |
| | 牛伝染性リンパ腫 | 血清 | 抗体検査 | 月齢によって移行抗体の影響を受けることがあります | 特殊血清学的検査 |
| | | 全血 <u>塗抹標本</u> | 遺伝子検査 | | 特殊理化学的検査 |
| | | | 白血球数 | | 一般血清反応検査 |
| | | | 白血球百分比 | 採材当日に搬入できない場合は塗抹標本も送付 | 鏡検 |

| 検査目的 | | 材料 | 検査方法 | 留意点 | 種目 |
|----------|-----------|-------------------|---|--|-------------------------|
| 原因 検索 | 呼吸器病 | 鼻汁 <u>ペア血清</u> | 細菌学的検査 ウイルス学的検査 | 鼻汁(鼻腔スワブ)は1頭あたり3本以上(乾燥しない工夫を) <u>ペア血清(ウイルス抗体検査)も必須(後血清は2~3週間後に採材)</u> | 総合病性検定 (病理解剖検査を含まない) |
| | 下痢 | 糞便 <u>ペア血清</u> | 細菌学的検査 ウイルス学的検査 寄生虫学的検査 | 糞便はピンポン球大の量 <u>ペア血清(ウイルス抗体検査)の要・不要は発生状況で判断(後血清は2~3週間後に採材)</u> | 総合病性検定 (病理解剖検査を含まない) |
| | 異常産 | 胎子 胎盤 血清 | 細菌学的検査 ウイルス学的検査 寄生虫学的検査 病理組織学的検査 | 母牛血清だけでは確定診断ができません。 胎子と胎盤(膣スワブ)が必要です。 ※牛の場合、家畜伝染病予防法第5条に基づくブルセラ症のサーベイランスを実施 | 総合病性検定 (病理解剖検査を含む) |
| | 疾病・死亡原因検査 | 死体 又は 生体 | 細菌学的検査 ウイルス学的検査 寄生虫学的検査 病理組織学的検査 | 抗生剤投与して休薬期間が過ぎていない個体は、細菌培養検査材料として不適です。 また、長期間治療を続けている個体については、病態が慢性のステージに移っていることが考えられます。症状が出始めて未治療の比較的新しい個体を選別して搬入下さい。 | 総合病性検定 (病理解剖検査を含む) |

8 抗菌性物質の残留防止について

管内での抗菌性物質残留事例は、昨年度は発生がありませんでしたが、今年4月に生乳で1件発生しました。原因は投薬牛の誤搾乳と考えられます。

発生防止のため、次の点に注意しましょう。また、関係者の皆様には、生産者へのご指導をよろしくお願いいたします。

＜生乳における注意点＞

- 治療牛の隔離
- 2種類以上のマーキング(マークバンド装着、カラースプレー等の使用)
- 治療牛はホワイトボード・口頭等で情報共有、搾乳時の確認を徹底
- 出荷前の残留検査を実施、ミルクドクターを正しく使用
- 搾乳ロボットを導入している農場では、入力データのチェック

9 着任挨拶



所長 菅野 宏

4月1日付で北海道石狩家畜保健衛生所長に着任しました、菅野と言います。前任地は釧路で、石狩家畜保健衛生所は初めての勤務となりますがよろしくお願ひします。

さて、最近の家畜衛生状況ですが、皆様方ご承知のとおり、鳥インフルエンザをはじめとする海外悪性伝染病については、近隣諸国での発生状況等を踏まえ、職員一同、常に緊張感を持って取り組んでいるところです。

高病原性鳥インフルエンザについては、令和5年に石狩地域でも発生があったところですが、関係者皆様のご協力の下、無事終息し、今シーズンも道内家畜での発生がないことにひとまず安心していただいております。

また、豚熱については、令和6年5月末現在、国内で92例発生しているものの、未だ北海道への侵入を許しておらず、これも関係者皆様のご努力の成果と感じているところです。

一方、ヨーネ病やサルモネラ症など生産性を阻害する感染症の発生は増加傾向で、まん延防止に向け、今後も必要な対策を講じていきます。関係者皆様方におかれましては、今一度、農場の飼養衛生管理についてご指導いただき、発生の未然防止に繋げていただきますようよろしくお願いいたします。

昨年は、畜産資材や飼料の高止まり、離農戸数の増加、生乳の生産調整など畜産を取り巻く環境が厳しい年でした。

最近では、牛個体価格の上昇、生乳の需給の緩和など若干明るい兆しも見えますが、家畜衛生、酪農・畜産業にとって、少しでも良い方向になるよう尽力して参りますので今後ともよろしくお願いいたします。

10 石狩家畜保健衛生所 緊急連絡先・職員配置

| | | | |
|--|---------------|---|---|
| 北海道石狩家畜保健衛生所 | | 〒062-0045 札幌市豊平区羊ヶ丘3番地 | |
| TEL：011-851-4779 | | FAX：011-851-4780 | |
| 夜間・休日（緊急時）：011-204-5000 | | | |
| （石狩振興局 代表） | | | |
| 電子メール：ishi-kaho.12@pref.hokkaido.lg.jp | | | |
| 所長 菅野 宏 | | | |
| 次長 信本 聖子 | | | |
| 指導課長 主査（動物薬事・安全） | 山本 泰弘 坂梨 裕 | 予防課長 主査（危機管理） 指導専門員 専門員 | 川島 悠登 榊原 伸一 蘇武 なつみ 大久保 春菜 |
| | | 病性鑑定課長 主査（病性鑑定） 指導専門員 指導専門員 専門員 | 吉田 美葉 上垣 華穂 齊藤 真里子 中谷 敦子 大河原 彩子 |

夜間、休日の緊急連絡は北海道庁中央司令室が窓口となります。
担当者に「石狩家保への緊急連絡」とお伝えください。

◆ 職員の異動等についてお知らせします ◆

| 転入者 | (旧所属) |
|-------|----------------|
| 所長 | 菅野 宏 ← 釧路家保 |
| 育児休業 | (R6.4~R7.4 予定) |
| 病性鑑定課 | 指導専門員 中谷 敦子 |
| 所内異動 | (旧所属) |
| 病性鑑定課 | 齊藤 真里子 ← 指導課 |
| 予防課 | 蘇武 なつみ ← 病性鑑定課 |

| 退職 | |
|-----|-------|
| 所長 | 奥村 利盛 |
| 予防課 | 木川 理 |

大変お世話になりました！